平成２３年（フ）第１０８号
岡山県倉敷市神田２丁目５番４号　パークサイド神田201号室
債務者　岡本　行雄
1　決定年月日時　平成23年５月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２３年（フ）第１０９号
岡山県倉敷市神田２丁目５番４号　パークサイド神田201号室
債務者　岡本　経子
1　決定年月日時　平成23年５月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２３年（フ）第１７号
岩手県奥州市水沢区羽田町駅東１丁目78番地　羽黒ハイツＡ棟104号室
債務者　畠山美佐子
1　決定年月日時　平成23年５月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月20日まで
盛岡地方裁判所水沢支部

平成２３年（フ）第１０６号
群馬県前橋市粕川町深津1293番地
債務者　武石　和美
1　決定年月日時　平成23年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月20日まで
前橋地方裁判所

平成２３年（フ）第３６０号
埼玉県新座市野火止７丁目10番55―510号
債務者　小澤　正明
1　決定年月日時　平成23年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月20日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第４９３号
埼玉県川口市中青木４丁目11番14―203号　ゼファー川口中青木
債務者　高倉　淳二
1　決定年月日時　平成23年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月20日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第４９４号
埼玉県川口市中青木４丁目11番14―203号　ゼファー川口中青木
債務者　高倉　紀子
1　決定年月日時　平成23年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月20日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第４９９号
埼玉県上尾市大字小敷谷845番地１　西上尾第一団地３―３―206
債務者　徳田　義彦
1　決定年月日時　平成23年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月20日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第５５０号
埼玉県朝霞市三原２丁目24番30号
債務者　吉田トミエ
1　決定年月日時　平成23年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月20日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第５５１号
埼玉県朝霞市三原２丁目24番30号
債務者　吉田　美和
1　決定年月日時　平成23年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月20日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第５９８号
埼玉県上尾市大字原市3336番地　原市団地４―11―203
債務者　永田ひさみ（旧姓小林）
1　決定年月日時　平成23年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月20日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第６１５号
さいたま市見沼区大字小深作331番地１　グランデージ大宮壱番館Ｂ―３
債務者　武田　　仁
1　決定年月日時　平成23年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月20日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第６３３号
埼玉県上尾市大字上尾下894番地２　シャルムＢ―101
債務者　小林　　勉
1　決定年月日時　平成23年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月20日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第６３４号
埼玉県朝霞市根岸台４丁目12番55号　ママダコーポ101
債務者　長谷川昌平
1　決定年月日時　平成23年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月20日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第６６１号
さいたま市浦和区本太５丁目35番９号　ダックスハウス102号
債務者　原田　政昭
1　決定年月日時　平成23年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月20日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第６８８号
埼玉県川口市榛松３丁目26番８号　ニューマリッチ宮内202号
債務者　福地　規夫
1　決定年月日時　平成23年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月20日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第６９３号
さいたま市南区根岸１丁目２番１号406
債務者　神戸　理佳
1　決定年月日時　平成23年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月20日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係